

議案第 47 号

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例

三田市高平ふるさと交流センター条例（平成6年三田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の3各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条の5とする。

第4条の2の見出しを「(利用時間)」に改め、同条中「使用できる」を「利用できる」に、「市長が」を「指定管理者は」に、「この限りでない。」を「市長の承認を得てこれを変更することができる。」に改め、同条を第4条の4とし、第4条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) センターの施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第5条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「センター又はその附属設備を使用」を「センターの施設等を利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「施設その他附属設備等」を「施設等」に改め、同条第4号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条の次に次の1

条を加える。

(利用料金の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第8条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、規則」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第9条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「規則」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」に改める。

第10条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「市長は、使用者」を「指定管理者は、利用者」に、「使用を停止し、又は使用」を「利用を停止し、又は利用」に改め、同項第3号中「使用許可条件」を「利用許可条件」に改め、同条第2項中「市は、使用者」を「市及び指定管理者は、利用者」に改める。

第11条の見出し中「使用の禁止」を「利用の禁止」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用を禁止」を「利用を禁止」に改める。

第12条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者は、使用」を「利用者は、利用」に、「使用の目的」を「利用の目的」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第14条の見出しを「(利用者の義務)」に改め、同条第1項中「使用者は、市長」を「利用者は、指定管理者」に、「善良な使用者」を「善良な利用者」に改め、同条第2項中「使用者は、施設の使用」を「利用者は、施設の利用」に、「使用を停止され、若しくは使用」を「利用を停止され、若しくは利用」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に改める。

第16条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表中「使用料」を「利用料金」に、「専用使用」を「専用利用」に、「個人使用」を「個人利用」に、「使用する」を「利用する」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。